

次のすこやかさへ、一歩一歩



Yomeishu

第100回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都渋谷区南平台町16番25号
当社本店 2階

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

目次

第100回定時株主総会招集ご通知 ……	1
（添付書類）	
事業報告 ……	3
計算書類 ……	13
監査報告書 ……	16
株主総会参考書類 ……	18

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

養命酒製造株式会社

証券コード 2540

(証券コード 2540)

平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16番25号
養命酒製造株式会社
代表取締役社長 塩 澤 太 朗

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年6月27日（水曜日）午後5時25分までに到着するようにお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区南平台町16番25号 当社本店 2階
3. 目的事項
報告事項 第100期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

以上

株主総会にご出席くださる株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、本年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告の業務の適正を確保するための体制及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yomeishu.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yomeishu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は企業収益や雇用情勢が改善する中、景気は緩やかな回復基調が続いたものの、実質賃金の伸び悩みから個人消費は力強さを欠き、海外経済の不確実性に対する懸念や、地政学リスクの顕在化等、引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。当社の関連業界におきましても、生活防衛意識や節約志向、業種業態を越えた企業間競争の激化が続き、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中で当社は、「生活者の信頼に応え、豊かな健康生活に貢献する」という経営理念の下、中期経営計画（平成27年4月から平成30年3月まで）において「ポジティブエイジングケアカンパニーとして、健やかに、美しく、歳を重ねることに貢献する」という事業ビジョンに基づき、「持続的成長に向けた新規事業領域の確立」を基本方針として「新規事業領域の成長基盤の構築」「薬用養命酒の収益体質の維持」「生活者視点に立った事業活動を基盤としたCSR経営の推進」の各施策に取り組みました。

当事業年度の業績は、「養命酒」の売上が前事業年度を下回り、「その他商品・サービス」の売上は前事業年度を上回ったものの、売上高は106億5千5百万円（前事業年度比13.2%減）となりました。利益面につきましては、経費の節減に努めたものの「養命酒」の売上減少により、営業利益は5億2千万円（前事業年度比68.6%減）、経常利益は8億2千9百万円（前事業年度比57.7%減）となりました。当期純利益につきましては、埼玉県鶴ヶ島市所在社有地の一部売却に伴う固定資産売却益14億5千5百万円等を特別利益に計上し、16億1千5百万円（前事業年度比18.0%増）となりました。

セグメント別には以下のとおりです。

① 養命酒関連事業

養命酒関連事業の売上高は103億8千1百万円（前事業年度比13.6%減）となりました。

<養命酒>

国内における「養命酒」につきましては、平成29年6月の改正酒税法の施行に伴う価

格の適正化によって、店頭販売価格が上昇したことによる影響が続き、売上が減少しました。平成29年6月に商品価値の向上とお客様の利便性向上のため、商品パッケージのリニューアルを行いました。広告キャラクターとして藤井隆さん・乙葉さん夫妻を起用し、新規顧客の獲得と継続飲用者を維持するため、幅広い年齢層の顧客獲得に向けてテレビスポット広告等の各種広告を実施し、広告と連動した店頭における販売促進活動を展開したものの、国内における「養命酒」の売上高は80億1千8百万円（前事業年度比18.8%減）となりました。

海外における「養命酒」につきましては、商品理解の促進と購買意欲の向上を目指し、主要輸出先（台湾・香港・マレーシア・シンガポール）の市場環境に即した販売促進活動を実施しました。売上高につきましては、香港において商品パッケージのリニューアルに伴い上期に輸出を控えたこと等により、3億5千8百万円（前事業年度比25.4%減）となりました。

以上の結果、「養命酒」全体の売上高は83億7千7百万円（前事業年度比19.1%減）となりました。

<その他商品・サービス>

「酒類」につきましては、「フルーツとハーブのお酒」の新フレーバー追加やコンビニエンスストアへの販路拡大、販売促進施策を実施しました。また、「はちみつのお酒」「ハーブカクテル」「桃の紅茶酒」等の新商品を投入しました。「ハーブの恵み」「琥珀生姜酒」「高麗人参酒」の「健康のお酒」シリーズについては「健康棚」を切り口とした営業活動を強化しました。酒類全体では、美容と健康を訴求した売場提案や販促物による店頭露出の拡大、ウェブキャンペーンを実施し、売上高は8億6千1百万円（前事業年度比31.8%増）となりました。

「エイジングケア商品」につきましては、「生姜黒酢」「高麗人参黒酢」や「甘酒」の発売、「グミ×サプリ」の商品リニューアルと販路の拡大、「食べる前のうるる酢ビューティー」の新フレーバー追加を行いました。また、郵便局でのカタログ販売の取扱商品の拡充、保険薬局での「養命酒製造の黒酢」の販売も寄与し、売上高は5億1百万円（前事業年度比34.3%増）となりました。

「くらすわ・養命酒健康の森」につきましては、レストラン、通信販売、養命酒健康の森の売上が堅調であり、売上高は5億8千万円（前事業年度比3.6%増）となりました。

以上の結果、「酒類」「エイジングケア商品」「くらすわ・養命酒健康の森」にその他の売上を合算し、「その他商品・サービス」全体の売上高は20億4百万円（前事業年度比21.2%増）となりました。

② その他

鶴ヶ島太陽光発電所と不動産賃貸の売上を合算し、売上高は2億7千3百万円（前事業年度比3.6%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は8億3千5百万円で、その主なものは駒ヶ根工場製品ライン改造工事、駒ヶ根工場見学施設リニューアル、賃貸用不動産取得に係る手付金でありまして、全額自己資金で賄いました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 97 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 98 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第 99 期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	第 100 期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	13,149	12,703	12,276	10,655
経 常 利 益 (百万円)	2,595	2,112	1,963	829
当 期 純 利 益 (百万円)	1,857	1,769	1,368	1,615
1株当たり当期純利益 (円)	135.55	129.14	99.84	117.68
総 資 産 (百万円)	42,658	42,849	44,551	47,411
純 資 産 (百万円)	36,678	37,378	38,790	41,454

- (注) 1. 平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第98期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に、「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式を含めております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、緩やかな景気の回復が期待されるものの、消費者の節約志向が継続し、海外経済の不確実性や地政学リスクの継続等、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような経営環境の中、当社は、新たな中期経営計画（2018年4月～2021年3月）を策定し、中期経営計画の基本方針である「持続的成長に向けた事業基盤の構築」を図るため、以下の4つの基本戦略を推進してまいります。

① 選択と集中

収益基盤である「養命酒」の売上回復を最優先の経営課題とし、営業戦略及びプロモーション戦略の再構築に取り組んでまいります。また、新たな成長基盤として前中期経営計画において取り組んできた「養命酒」以外の商品・サービスについては、伸長カテゴリーに注力することで、売上拡大と収益性の確保に取り組んでまいります。

② スピードと効率

組織体制の見直し、事業の再編、IT基盤の整備・活用により、経営資源を適正に配分し、意思決定及び業務遂行の迅速化、効率化、生産性の向上を図ってまいります。

③ コスト管理の徹底

原価低減、製品別の原価管理の徹底、販売費及び一般管理費の見直し等によりコスト管理の徹底に取り組んでまいります。

④ 経営基盤の強化

経営監督機能の強化及び迅速・果敢な意思決定を行う仕組みを構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。また、マネジメントの強化、人材育成、事業別収益管理の徹底、品質管理の徹底等に取り組み、持続的な成長を支える経営基盤を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
養命酒関連事業	養命酒、酒類及び医薬品等の製造・販売、飲食店及び売店の経営
その他	不動産の賃貸、自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給・販売等に関する業務

(6) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び工場

本店：東京都渋谷区南平台町16番25号

名称	所在地	名称	所在地
大阪支店	大阪府	駒ヶ根工場	長野県
商品開発センター	長野県	商業施設「くらすわ」	長野県
鶴ヶ島太陽光発電所	埼玉県		

② 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
276名(31名)	4名増(6名減)	42.3歳	18.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

大正製薬ホールディングス株式会社は当社の議決権を24.02%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社となっております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 13,759,626株 (自己株式2,740,374株を除く)
 (3) 株 主 数 4,281名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 正 製 薬 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	3,300千株	23.98 %
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	675	4.90
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	650	4.72
ト ー ア 再 保 険 株 式 会 社	548	3.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	494	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	323	2.35
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	301	2.19
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	264	1.92
藤 澤 玄 雄	225	1.63
キ ッ コ ー マ ン 株 式 会 社	221	1.60

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 村 昌 平	
代表取締役社長	塩 澤 太 朗	
専務取締役 執行役員	田 中 英 雄	管理本部長
常務取締役 執行役員	吉 松 敬 雄	監査室長
常務取締役 執行役員	神 林 敬	マーケティング本部長
取締役執行役員	大 森 勉	生産本部長・駒ヶ根工場長
取締役執行役員	清 水 政 明	人事総務部長
取締役執行役員	丸 山 明 彦	マーケティング部長
取締役執行役員	宮 下 克 彦	マーケティング本部副本部長・営業推進部長・海外事業部長
取締役執行役員	斉 藤 隆	経営管理部長
取 締 役	白 井 汪 芳	公立大学法人長野大学理事長 一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター理事長
常勤監査役	井 川 明	
常勤監査役	宮 下 久 宣	
監 査 役	笠 原 孟	
監 査 役	鈴 木 茂 夫	ナラサキ産業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役白井汪芳氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役井川 明、監査役笠原 孟及び監査役鈴木茂夫の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役白井汪芳、常勤監査役井川 明、監査役笠原 孟及び監査役鈴木茂夫の4氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役鈴木茂夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役白井汪芳、常勤監査役井川 明、常勤監査役宮下久宜、監査役笠原 孟及び監査役鈴木茂夫の5氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役	11名	178百万円（うち社外取締役1名 7百万円）
監査役	4名	45百万円（うち社外監査役3名 30百万円）

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額22百万円（社外取締役を除く取締役10名）及び株式報酬等に係る役員株式給付引当金繰入額15百万円（社外取締役を除く取締役10名）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において年額310百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。
5. 上記3.の取締役の報酬限度額とは別枠で、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結する執行役員に対する株式報酬等について拠出する金員の上限は、連続する3事業年度ごとに130百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役白井汪芳氏は、公立大学法人長野大学理事長及び一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター理事長を兼務しておりますが、当社と各法人等との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木茂夫氏は、ナラサキ産業株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	白 井 汪 芳	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、大学で培われた経営や産学連携等における幅広い経験から有する豊富な知見を活かし、客観的立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	井 川 明	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会15回すべてに出席し、金融機関における長年の経験から有する豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。
監 査 役	笠 原 孟	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会15回すべてに出席し、金融機関における経験から有する豊富な知見を活かし、客観的立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	鈴 木 茂 夫	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	32百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,279,805	流動負債	1,418,173
現金及び預金	8,234,447	買掛金	272,452
売掛金	2,415,890	未払金	37,958
有価証券	800,085	未払酒税	126,958
商品及び製品	475,428	未払費用	615,568
仕掛品	117,986	未払法人税等	79,708
原材料及び貯蔵品	1,013,856	預り金	26,116
繰延税金資産	93,571	賞与引当金	214,260
その他の流動資産	128,539	役員賞与引当金	22,390
固定資産	34,132,190	役員株式給付引当金	15,981
有形固定資産	6,494,792	その他の流動負債	6,778
建物	3,248,710	固定負債	4,539,676
構築物	270,281	繰延税金負債	3,216,013
機械及び装置	919,683	役員退職慰労引当金	48,350
車両運搬具	19,311	長期預り金	1,264,663
工具、器具及び備品	202,234	その他の固定負債	10,650
土地	1,638,525	負債合計	5,957,850
建設仮勘定	196,045	(純資産の部)	
無形固定資産	298,939	株主資本	34,844,883
ソフトウェア	285,497	資本金	1,650,000
その他の無形固定資産	13,442	資本剰余金	690,705
投資その他の資産	27,338,457	資本準備金	404,986
投資有価証券	19,807,388	その他資本剰余金	285,718
関係会社株式	3,003,066	利益剰余金	37,480,062
長期前払費用	51,147	利益準備金	412,500
前払年金費用	750,073	その他利益剰余金	37,067,562
長期預り金	3,700,000	固定資産圧縮積立金	8,471
その他の投資	35,195	固定資産圧縮特別勘定積立金	822,821
貸倒引当金	△8,414	別途積立金	35,431,000
		繰越利益剰余金	805,268
		自己株式	△4,975,884
		評価・換算差額等	6,609,261
		その他有価証券評価差額金	6,609,587
		繰延ヘッジ損益	△325
資産合計	47,411,995	純資産合計	41,454,144
		負債及び純資産合計	47,411,995

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,655,361
売 上 原 価		3,871,736
売 上 総 利 益		6,783,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,262,774
営 業 利 益		520,851
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	301,207	
受 取 家 賃	11,426	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	10,593	323,227
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,582	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,722	14,304
経 常 利 益		829,774
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,455,891	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	40,280	
収 用 補 償 金	2,367	1,498,538
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19,143	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5,340	24,483
税 引 前 当 期 純 利 益		2,303,829
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	342,000	
法 人 税 等 調 整 額	346,765	688,765
当 期 純 利 益		1,615,064

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,650,000	404,986	285,718	690,705	412,500	8,917	—	34,581,000	1,412,968
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△445			445
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							822,821		△822,821
別途積立金の積立								850,000	△850,000
剰余金の配当									△550,388
当期純利益									1,615,064
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△445	822,821	850,000	△607,699
当期末残高	1,650,000	404,986	285,718	690,705	412,500	8,471	822,821	35,431,000	805,268

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	36,415,386	△5,002,579	33,753,511	5,036,470	292	5,036,762	38,790,274
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—		—				—
別途積立金の積立	—		—				—
剰余金の配当	△550,388		△550,388				△550,388
当期純利益	1,615,064		1,615,064				1,615,064
自己株式の取得		△167	△167				△167
自己株式の処分		26,862	26,862				26,862
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				1,573,116	△618	1,572,498	1,572,498
当期変動額合計	1,064,676	26,694	1,091,371	1,573,116	△618	1,572,498	2,663,870
当期末残高	37,480,062	△4,975,884	34,844,883	6,609,587	△325	6,609,261	41,454,144

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

養命酒製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江口 泰志	㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	原賀 恒一郎	㊟
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、養命酒製造株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

養命酒製造株式会社 監査役会

常勤監査役	社外監査役	井 川	明	Ⓔ
常勤監査役		宮 下	久 宜	Ⓔ
社外監査役		笠 原	孟	Ⓔ
社外監査役		鈴 木	茂 夫	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しております。

配当につきましては、各事業年度の業績等を考慮して、当期純利益に対する配当性向30%程度を目安に実施してまいりたいと考えております。また、原則として1株当たり年間配当金の下限を36円とし、業績の拡大に応じた利益配分を基本としながら安定的な配当を継続することにも配慮してまいります。内部留保資金につきましては、広い視野に立って持続的成長に向けた設備投資、研究開発等に活用してまいります。当期の剰余金の処分につきましては、業績等を考慮し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額550,385,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 250,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、現行定款第28条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条第1項を新設することとし、これに伴い、現行定款第6条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。また、その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ｝ (条文省略)</p> <p>第4条</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 ｝ (条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条 ｝ (条文省略)</p> <p>第9条 (株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項および手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ｝ (現行どおり)</p> <p>第4条</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第6条 ｝ (現行どおり)</p> <p>第8条 (株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、毎年3月31日の経過後その事業年度に関する定時株主総会までの間に発行された株式（新株予約権の行使により発行された株式を含む。本条において以下同じ。）について、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、前項の株主に加え、3月31日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p>3.前二項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>4.一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって臨時株主総会において権利を行使することができる株主とされた場合において、当該一定の日後当該臨時株主総会までの間に発行された株式について、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、当該株主に加え、当該一定の日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期および招集権者)</p> <p>第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会においては、<u>代表取締役が議長</u>となる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条 ↳ (条文省略)</p> <p>第16条 (議事録)</p> <p>第17条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 (条文省略) (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>11名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期および招集権者)</p> <p>第10条 (現行どおり) (<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会においては、<u>取締役社長が議長</u>となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>第13条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第15条 (削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 (現行どおり) (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は<u>6名以内</u>とする。 <u>2.当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、3名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>2. 取締役会に関しては、法令または定款に定める事項のほか取締役会規定による。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>2. 取締役会に関しては、法令または定款に定める事項のほか取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって取締役中から3名以内の代表取締役を選定する。選定された代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 (新設)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第22条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役(<u>監査等委員を除く。)</u>中から3名以内の代表取締役を選定する。選定された代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって取締役(<u>監査等委員を除く。)</u>中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は取締役会の決議によって、取締役(<u>取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第29条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (<u>員数</u>)</p> <p>第30条 当社の<u>監査役</u>は4名以内とする。 (<u>選任</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役</u>は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。 2.<u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役</u>の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2.<u>補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>監査役会</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>を招集するには、各<u>監査役</u>に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 2.<u>監査役会</u>に関しては、法令または定款に定める事項のほか<u>監査役会規定</u>による。</p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤の監査役</u>を選定する。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第28条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>監査等委員会</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会</u>を招集するには、各<u>監査等委員</u>に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、<u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 2.<u>監査等委員会</u>に関しては、法令または定款に定める事項のほか<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等)	(削除)
第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	
(監査役との責任限定契約)	(削除)
第36条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	
第6章 執行役員	第6章 執行役員
(執行役員)	(執行役員)
第37条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
(執行役員規定)	(執行役員規程)
第38条 執行役員に関する事項については、取締役会の定める執行役員規定による。	第31条 執行役員に関する事項については、取締役会の定める執行役員規程による。
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第39条	第32条
) (条文省略)) (現行どおり)
第41条	第34条
(報酬等)	(報酬等)
第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第8章 計算	第8章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第43条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 (新設)</p> <p>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2.当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>第100回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員11名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> かわむら しょうへい 川村 昌平 (昭和14年6月10日生)	昭和37年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 経理部長 平成14年6月 当社常務取締役 人事・経理担当 平成16年6月 当社専務取締役執行役員 管理本部長 平成18年6月 当社代表取締役専務取締役執行役員 総務・人事・経理担当 平成19年6月 当社代表取締役副社長執行役員 海外事業・総務・人事・経理担当 平成20年6月 当社代表取締役副社長執行役員 生産事業本部長 平成22年4月 当社代表取締役副社長執行役員 生産事業本部長・事業開発本部長 平成22年8月 当社代表取締役副社長執行役員 事業開発本部長・管理本部長 平成23年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	31,800株
取締役候補者とした理由 管理・生産・事業開発の本部長を歴任し、平成23年6月より代表取締役会長を務めており、経営全般に関する豊富な経験、見識等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>しおざわ たろう</small> 塩 澤 太 朗 (昭和23年5月8日生)	昭和46年 4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成12年 6月 当社常務取締役 総務・経理担当 平成13年 6月 当社常務取締役 広報部長 平成13年 8月 当社常務取締役 広報部長・事業開発部長 平成14年 6月 当社専務取締役 事業開発・広報担当 平成15年 4月 当社専務取締役 事業開発・広報・薬事業務担当 平成16年 6月 当社代表取締役社長 事業本部長 平成18年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る	148,519株
取締役候補者とした理由 総務・経理・事業開発・広報・薬事業務担当の取締役を歴任し、平成16年6月より代表取締役社長を務めており、経営全般に関する豊富な経験、見識等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といいたしました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>たなか ひでお</small> 田 中 英 雄 (昭和27年2月22日生)	昭和49年 4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成16年 6月 当社取締役執行役員 管理本部長 平成17年 6月 当社取締役執行役員 経理部長・管理本部長 平成18年 6月 当社取締役執行役員 経理部長 平成20年 6月 当社取締役執行役員 経営企画部長 平成21年 6月 当社取締役執行役員 総務部長・監査室長 平成22年 8月 当社取締役執行役員 総務部長 平成23年 5月 当社取締役執行役員 人事部長・経理部長 平成23年 6月 当社常務取締役執行役員 管理本部長・人事部長・経理部長 平成24年 6月 当社常務取締役執行役員 管理本部長 平成26年 6月 当社専務取締役執行役員 管理本部長 平成30年 4月 当社専務取締役執行役員 生産本部・コーポレート本部担当 現在に至る	14,400株
取締役候補者とした理由 経理部門・総務部門・人事部門の部門長やその統括である管理本部長を歴任し、経営管理に関する高度の専門性及び経営全般に関する豊富な経験、見識等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> かんばやし たかし 神 林 敬 (昭和36年8月10日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 人事総務部副部長 平成21年6月 当社執行役員 営業部長 平成24年6月 当社取締役執行役員 営業部長 平成26年6月 当社常務取締役執行役員 マーケティング本部長 平成30年4月 当社常務取締役執行役員 マーケティング本部・営業本部担当 現在に至る	6,700株
取締役候補者とした理由 営業部長やマーケティング本部長を歴任し、営業・マーケティングに関する高度の専門性と経営全般に関する豊富な経験、見識等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者となりました。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おおもり つとむ 大 森 勉 (昭和33年10月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 駒ヶ根工場副工場長 平成22年4月 当社執行役員 施設運営事業部長・駒ヶ根工場副工場長 平成22年8月 当社執行役員 駒ヶ根工場長・施設運営事業部長 平成23年6月 当社取締役執行役員 駒ヶ根工場長・施設運営事業部長 平成24年6月 当社取締役執行役員 駒ヶ根工場長・中央研究所長 平成26年6月 当社取締役執行役員 駒ヶ根工場長 平成28年4月 当社取締役執行役員 生産本部副本部長・駒ヶ根工場長 平成28年5月 当社取締役執行役員 生産本部長・駒ヶ根工場長 現在に至る	7,900株
取締役候補者とした理由 長年にわたり製造・品質管理部門に携わり、生産本部長を務めており、生産管理に関する高度の専門性と豊富な経験、見識等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再 任</div> <small>さいとう</small> <small>たかし</small> 齊 藤 隆 (昭和29年9月21日生)	昭和53年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成18年 4 月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成21年 5 月 大正製薬株式会社上席理事 平成23年 4 月 同社執行役員 平成24年 6 月 富山化学工業株式会社取締役 平成25年 4 月 大正製薬ホールディングス株式会社 執行役員 平成25年 6 月 当社監査役 平成27年 6 月 当社取締役執行役員 経営管理部長 平成30年 4 月 当社取締役執行役員 コーポレート本部長・経営管理部長 現在に至る	2,900株
取締役候補者とした理由 経営管理部門に携わり、コーポレート本部長を務めており、医薬品製造販売会社や金融機関での取締役・執行役員で培われた幅広い経験・見識等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役候補者としたしました。			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">かさはら はじめ 笠原 孟</p> <p>(昭和22年6月12日生)</p>	昭和47年4月 株式会社八十二銀行入行 平成12年6月 同行総務部部長 平成14年6月 財団法人八十二文化財団事務局長(出向) 平成15年6月 当社監査役 現在に至る 平成16年6月 財団法人八十二文化財団理事 平成18年6月 同財団法人常務理事	7,000株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 当社の社外監査役及び株式会社八十二銀行における経歴を通じて培われた経験・見識を、経営全般に対する監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">すずき しげお 鈴木 茂夫</p> <p>(昭和24年10月11日生)</p>	昭和47年4月 アーサーアンダーセン東京事務所入所 昭和49年9月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成9年5月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成21年6月 新日本有限責任監査法人退所 平成22年4月 公益財団法人りそな中小企業振興財団監事 現在に至る 平成22年6月 ナラサキ産業株式会社社外監査役 現在に至る 平成24年1月 日本公認会計士協会規律調査会委員 平成27年6月 当社監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 ナラサキ産業株式会社社外監査役	1,700株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 公認会計士や他社の社外監査役として培われた専門的な知見と豊富な経験を、経営全般に対する監査・監督機能の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> の び さ 野 崎 知 (昭和33年5月5日生)	昭和57年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成17年11月 三菱UFJ信託銀行株式会社静岡支店長 平成18年5月 同社静岡支店長兼静岡中央支店長 平成19年6月 同社フロンティア戦略企画部長 平成21年4月 同社信用リスク統括部長 平成23年6月 同社監査部長 平成25年10月 同社監査部担当部長 現在に至る	0株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 監査業務をはじめ長年にわたり金融機関で培われた経験・見識を経営全般に対する監査・監督機能の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 笠原 孟、鈴木茂夫及び野崎 知の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 笠原 孟氏は、現在社外監査役であります。社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって15年になります。
4. 鈴木茂夫氏は、現在社外監査役であります。社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって3年になります。
5. 野崎 知氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社監査部担当部長であります。平成30年6月27日をもって退職する予定です。
6. 当社は、笠原 孟及び鈴木茂夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。両氏が監査等委員である取締役として選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、野崎 知氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 笠原 孟、鈴木茂夫及び野崎 知の3氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. 鈴木茂夫氏が社外監査役を務めるナラサキ産業株式会社は、北海道に所在する農業協同組合等が発注する貯蔵等施設に係る低温空調設備の建設工事に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして平成27年1月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、発生まで当該事実を認識しておりませんでした。従前より経営全般に対する公正な監査に努めており、本件に関しては更なるコンプライアンス体制の強化及び再発防止について提言を行うなど、その職責を果たしております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において年額310百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額280百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額72百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「旧制度対象者」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合には、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧制度対象者に対する本制度に係る現在の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）に対して、本制度に基づき各事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、株式報酬を支給するための報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

なお、対象となる取締役等の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、執行役員は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役等の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、各事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて当社の取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（今般、継続する本制度については平成31年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信

託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。)を対象に旧制度対象者に対する報酬制度として本制度を導入しておりますが、今般、制度の対象者を取締役等に変更いたします。変更後、当社は、対象期間ごとに合計193百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託(以下「本信託」という。)を継続(下記の信託期間の延長を含む。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間に73,500株を上限に当社株式を当社(自己株式処分)又は株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、取締役会の決議により、本信託の設定に代えて、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計193百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と、追加拠出される信託金の合計額は、193百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法と上限

取締役等には取締役会の定める株式交付規程に基づき、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、ポイントが付与されます。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じた調整を行います。

本信託の継続に際して、継続後に取締役等が本信託から付与される1年当たりのポイント総数は49,000ポイントを上限とします。なお、1ポイントは当社株式0.5株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等には、ポイント付与後に、下記(4)に従って、付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

(4) 取締役等に対する株式交付等

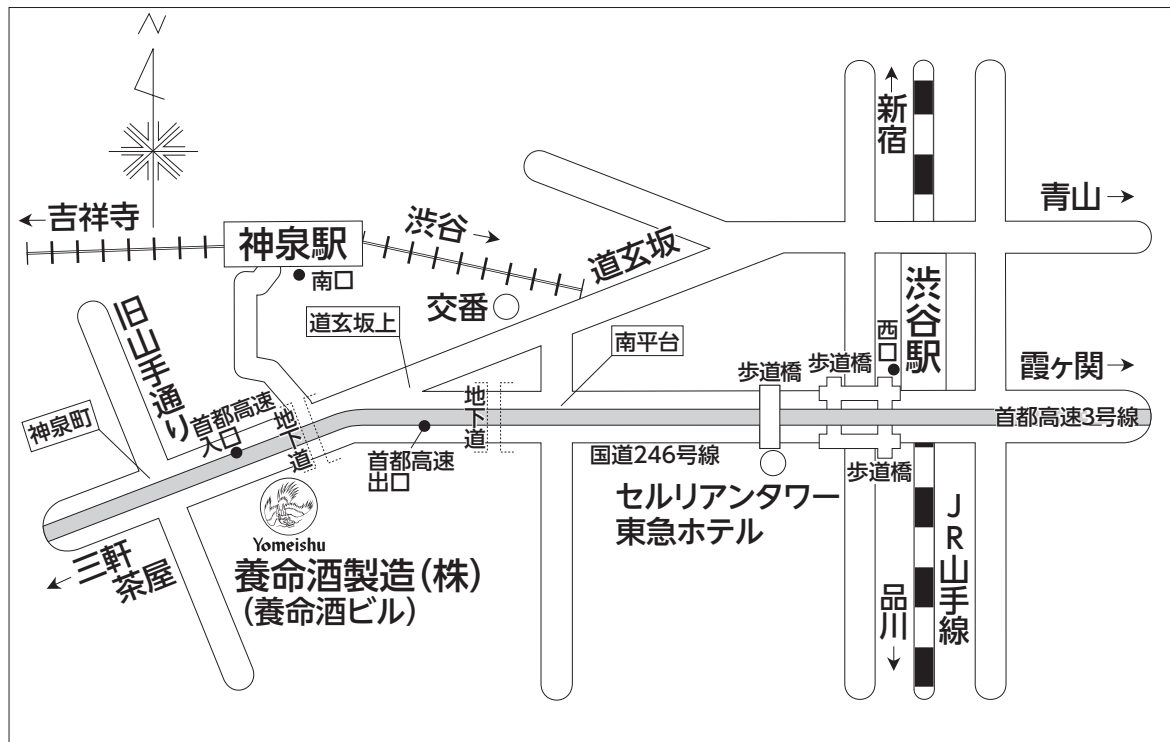
受益者要件を充足した取締役等は、信託期間中の毎年一定の時期に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式の50%(単元未満株

数は切捨) について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けます (信託期間中に取締役等が死亡した場合には、当該取締役等の相続人が、当該取締役等に付与されたポイント数に対応する当社株式の全てを、本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになる。)

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区南平台町16番25号
当社本店 2階
電話 03(3462)8111 (代表)



- JR 渋谷駅西口（南改札）から国道246号線三軒茶屋方面へ徒歩約12分
- 京王井の頭線 神泉駅南口から徒歩約5分

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきますこととなりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

